

## 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 9 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一する。

職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市の基準を調整し、統一を図る。級別標準職務分類表については、合併時に新市の基準を調整し、統一する。

なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会